



郵政産業ユニオン TOKYO

● 発行 ●
 郵政産業労働者ユニオン
 東京地方本部
 発行責任者 田中 孝史
 〒104-0031 中央区京橋 3-6-3
 京橋通郵便局 5F
 TEL・FAX 03-3535-5447
 piwutokyo@yahoo.co.jp



9月10日

支社は速やかな回答

大会要求を提出 交渉の場の設定を！

9月10日、東京地本第7回大会要求書を東京支社へ提出しました。先の大会で多くの支部から出された意見をまとめて大会要求としました。

大幅増員

本社・東京支社も労働力確保が必要でという認識に立っているにもかかわらず一向に解決出来ていません。それが原因で超過勤務の増大、三六協定の特別条項の適用、交通事故・郵便事故・労働災害の増大につながっています。

要員問題を解決なしに安心・安全な職場に変わる事はありません。その為、支社には具体的な数字を出させることで、どのような認識で取り組んでいるのかを確認し、勤務時間内に終えられる人員配置を求めていきます。

勤務時間管理

各職場で当然のように行われているただ働きですが、会社としてそれを根絶させていくためにどのように取組むのか、勤務時間管理者の意識改革をどのようにしていくのかを求めていきます。また、勤務時間管理の出来ない管理者にはペナルティーを設けることも求めていきます。時間外労働は、超過勤務の対象で賃金を払うのは当然です。コス

ト削減のためにも正しい勤務時間管理を求めています。

再配達希望時間帯の変更

9月1日から実施されている再配達希望時間帯の変更に関しては、万全の態勢で対応することができていません。そのために各職場・各班での対応になつていいる局所があります。特に、休憩・

休息時間の曖昧なところがあり、本来勤務表を改正しなければなりません。現場では本社・支社からの指示が遅いし、それすらないと言う声があり、業務執行のあり方も含めて追及していきます。

営業活動

何度言ってもなくならない立替払い。コンプライアンス違反をなぜ根絶できないのか。文章や言葉だけでは無くなりません。不適正な営業販売を根絶させるため厳しく追及していきます。

深夜労働

今年度は、深夜労働を行っている組合員を対象に交流をおこない、要求をまとめて

いきます。また、関東の仲間も交えての交流を行います。郵便・物流ネットワークが始まって以降、多くの職場で深夜の勤務密度が濃くなつていきます。休憩・休息も取れない場合もあります。現職死亡もあり、早急な課題として求めていきます。

期間雇用社員関係

郵政労契法20条裁判との絡みがありますので今後のたたかいつながるよう交渉していきます。

渉外関係

現在、渉外ではテレビで放映されたように詐欺まがいの募集がおこなわれ、高齢者の少ない貯金を食い物にしています。現場では、あり得ない目標とパワハラまがいの研修が行われおり、その是正と改善を求めています。

労働災害

集中局では労働災害が絶えない状態です。労働災害の根絶は早急な要求課題であり、強く改善を求めていきます。



北海道での大地震の際多くのデマが飛び交ったそう

だ。災害時の情報が、少ない・遅い・出所不明の情報、正しい情報が届かない、口伝えが大きく変わって伝わることも▼関東大震災の際は、井戸水に朝鮮人が毒を入れたというデマが飛び交い、多くの在日の方が虐殺された▼今年の9月12日、総務省は人員不足のため、郵便物の土曜日の配達を取りやめ、平日のみとする方向で郵便法の改正を検討している。早ければ2019年にも法改正という報道がされた▼ついに会社も動いたか、と思いきや、会社側はその日のうちに総務省で決定された事実はなく、総務省・当社とも、そのような報道発表を行った事実はないと、情報文章を各職場に発信▼ある職場の管理者は、デマに騙されないうようにと言った。複数の報道機関での発表であり、現場では配達労働力不足の深刻化が大きな問題となっている。要員不足の中での報道だけに今後の成りゆきに注視が必要だ(k)

シリーズ



各種人事制度の改正について

夏期・冬期休暇

2018年10月から各種人事制度が改正になります。あたらしいシリーズで解説していきます。

★夏期休暇・冬期休暇の新設(アソシエイト社員及び、アソシエイト高齢再雇用社員)

・夏期休暇・冬期休暇をそれぞれ1日付与(特別休暇・有給)。

・申請書は提出時期になりましたら配布。

※短時間社員から採用されたアソシエイト社員及びアソシエイト高齢再雇用社員は、これまでどおりの休暇日数を付与。(夏期休暇1日又は2日、冬期休暇3日)

◆中央本部は団体交渉で

「アソシエイト社員のみ」の提案だが、夏期冬期休暇の主旨を勘案し、ワークライフバランスを言うなら

期間雇用社員を置き去りにするべきではない」と主張したのに対し、会社は

「長期雇用のインセンティブを背景とした制度であり、アソシエイト社員制度ができたことから一定の勤続年数の方を対象として設けた」と回答しました。「なぜ1日だけなのか」

65歳解雇裁判

不当判決に抗議!

65歳を超えた非正規社員の雇い止めの撤回と65才雇い止めを定めた就業規則の無効を求めた裁判で、最高裁は9月14日、「上告棄却」という不当判決を出しました。この判決に対し断固抗議します。

今、社会の流れは労働力不足のなかで、定年延長や、高齢者活躍などが叫ばれ、私たちの職場でも就業規則を無視した形で、65才を超えても雇用されているという実態があります。

最高裁の不当判決を糾弾し、今後も65才雇い止めの就業規則の撤廃を求める報告集会が、原告団、弁護団、支える会、郵政ユニオンの共催で開催されます。

郵政「65歳解雇裁判」最高裁不当判決
糾弾! 報告集会
10月10日(水) 18時30分~20時
文京シビック3F



20条裁判勝利 東京地評争議支援行動 9月20日本社前で

との問いには、「今般の春闘ゾーンのなかでおこなった処遇改善案の一つとして提案したもの」との回答にとどまりました。均等待遇の流れに逆行を許しません。労働条件引き下げの撤回を!

郵政労契法

20条裁判

東京高裁判決日
12月13日(木) 14:00 東京高裁 822号法廷



小雨の降る中、9月20日(木)東京地評争議支援行動が行なわれました。14時から郵政本社前(霞ヶ関旧本社)での行動でしたが、約40名の支援者が集まりました。司会は鶴島特別執行委員が行い、主催者の東京地評常任幹事・連帯の挨拶に東京地本委員長・三条裁判の浅川原告・郵

当面の行動日程

- 10月6日 第4回執行委員会
- 10月10日 けんり総行動東京総行動 本社前 8時45分
- 10月10日 65歳裁判報告集会 文京シビック 18時30分
- 10月14日 地本レク・バスツアー
- 10月19日 20条西日本裁判結審
- 10月24日 さいたま新都心過労自死事件「追求する会」第6回総会
- 下落合コミュニケーションセンター 18時30分
- 11月3日 安倍退陣国会行動
- 11月18日 地本秋の学習会
- 11月19日 総がかり行動

政「65歳解雇裁判」支える会から、それぞれ発言があり、最後は郡地本執行委員のシユプレヒコールと団結ガンバローで締めました。

